

東村山市立小・中学校版
感染症予防ガイドライン
(新型コロナウイルス感染症)

東村山市教育委員会
令和3年6月18日改訂版

目 次

本ガイドラインについて	1
感染症対策に関する基本的な考え方	2
I 学校運営編	
1 感染症予防策の徹底について	
（1）児童・生徒への指導	3
（2）児童・生徒と同居する保護者などへの依頼	5
（3）教職員の健康管理	5
（4）校内環境の適切な管理	6
（5）連絡体制・衛生管理の徹底	8
2 教育活動を実施するうえで必要な感染症対策	
（1）登校時の健康状態の把握	9
（2）児童・生徒が体調不良を訴えた場合への準備	9
（3）児童・生徒が体調不良を訴えた場合の対応	9
（4）ごみの分別	10
3 感染症対策を徹底した段階的な教育活動の再開	
（1）基本的な考え方	11
（2）学校運営上の重点項目	11
（3）教育活動上の留意点	12
（4）段階的な教育活動の再開に当たっての配慮事項	17
（5）熱中症の防止	19
（6）年間指導計画等の見直し	19
4 その他の留意点	
（1）登校の判断	21
（2）特別支援学級における留意点	21
（3）子供の居場所確保	22
II 感染者等への対応編	
1 学校において感染者等が発生した場合の対応	
（1）感染の疑いがあると判明した場合	23
（2）感染が判明した場合	23
2 地域の感染状況を踏まえた対応	24

～本ガイドラインについて～

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症に係る国、東京都教育委員会等からの通知を踏まえ、東村山市教育委員会として、東村山市立学校における段階的再開の具体的な段取りや感染症対策の具体的内容、教育活動に係る運営方法、感染者が出た場合の対応などをまとめ、これからの学校の「新しい日常」を定着させていくものです。

また、本ガイドラインは、東村山市内における感染者数等の動向を踏まえ、文部科学省が示す「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」（2020.12.3.Ver.5）を踏まえた学校の行動基準における地域の感染レベルを踏まえるとともに、東京都における「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」等の適用状況に応じて、適時・適切な対応を行うこととします。

各学校においては、本ガイドラインに基づき、感染症対策を徹底して行うとともに、必要に応じて学校と家庭学習を組み合わせた教育活動に取り組んでください。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の状況等を踏まえながら、必要に応じて改訂・追加する場合がありますのでご留意ください。

～感染症対策に関する基本的な考え方～

感染症対策においては、一人一人の感染予防に関する行動が、自分の命を、家族を、大切な人を、社会を守ることにつながる。また、感染症拡大防止のため、医療や社会生活を維持する業務の従事者等、最前線で尽力されている方々により、私たちの生活は成り立っている。学校教育活動の再開に当たっては、教職員、児童・生徒、その保護者、その他の学校関係者などの全員が、この認識を共有していくことが重要である。

そうした共通認識の下で、手洗いや咳エチケット、換気の徹底といった基本的な感染症対策に加え、「3つの密」を徹底的に避けるために身体的距離を確保する（ソーシャルディスタンス）など、学校内外で「新しい日常」を徹底して実践することが必要である。

そのため、学校内外において、以下五つの対策を徹底して講じる必要がある。

- 以下の「3つの密（密閉・密集・密接）」を回避することを徹底
 - ・ 換気の悪い密閉空間
 - ・ 多くの人が密集している状況
 - ・ 互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や共同行為
- ※特に、「3つの密」の条件が同時に重なる状況は必ず回避
- 正しい手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底
- 不要不急の外出行動を行わない・行わせないことを徹底
- 日頃の連絡体制を確認し、確実に連絡が行き渡る体制づくりを徹底
- 学校医や学校薬剤師等と連携した校内保健管理体制の整備の徹底

上記の対策のうち、一人一人が特に徹底すべき対策を「感染症基本行動3か条」として定め、徹底した対策を行うこととする。

「感染症基本行動3か条」

- ✓ 「3つの密」を徹底的に回避する。
- ✓ 正しいタイミングと正しい方法で手洗いをする。
- ✓ 咳エチケットを徹底する。

I 学校運営編

1 感染症予防策の徹底について

(1) 児童・生徒への指導

学校は、児童・生徒に対し、以下の内容を指導すること。

ア 新型コロナウイルス感染症の予防についての理解

児童・生徒が新型コロナウイルス感染症の予防について正しく理解し、適切な行動をとれるよう、発達段階を踏まえた指導を行う。また、疾病に対する抵抗力を高めるため、家庭における十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心掛けるよう指導すること。

感染者や濃厚接触者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為をしないこと、医療や社会生活を維持する業務の従事者等、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために最前線で尽力されている方々に感謝の念をもつことについて、発達段階に応じた指導を行う。

※新型コロナウイルス感染症の予防に関わる指導資料（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506_00001.htm

イ 「3つの密」の徹底した回避

密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、密集場所（多くの人が密集している）、密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や共同行為が行われる）という三つの条件が同時に重なる場を避けるよう、指導を徹底すること。「3つの密」が同時に重ならない場合でも、児童・生徒同士の間隔は、おおむね1～2mの距離を確保し、対面とならないよう対策を講じること。

児童・生徒同士の間隔は、おおむね1～2mの距離を確保し、対面とならないよう対策を講じること。

ウ 正しいタイミングと正しい方法による手洗いの励行

家庭では、帰宅時や食事の前後、トイレ使用后、咳やくしゃみ・鼻をかんだ後、学校では、登校時や給食前後、外で活動した後、体育の授業後、外遊びの後、トイレ使用后、咳やくしゃみをした後、鼻をかんだ後、教材を共用した後など、飛沫や接触による感染リスクが高まるタイミングにおいて、石けんを使用して30秒程度泡立て、十分に水で流し、清潔なタオルやハンカチ、ペーパータオルでよく拭き取って乾かす手洗いを励行するよう指導すること。

学校で手洗いをさせる際には、手洗い場所が密集・密接しないよう、手洗い場所付近に立ち位置を示すマーキングを行うことや、正しい手洗いをを行う時間を確保できるよう、授業中や休み時間を問わず、トイレの使用や手洗いを時間差で行わせることなどの対策を講じること。

※手洗いをしていない状況では、接触感染防止のため、眼、鼻、口などに触れることを避けるよう指導する。

※タオルやハンカチは共用せず、毎日交換したものを持参させ、清潔を保つよう指導する。

※手洗い場の数などで、正しいタイミングでの手洗いの励行が困難な場合でも、アルコールを含んだ手指消毒薬などを併用し、手指消毒の徹底に努めるよう指導する。

※映像資料「感染症予防のための正しい手洗い方法」（東京都）

https://www.youtube.com/watch?v=IViN9C_BS-0

エ 咳エチケットの徹底

学校教育活動においては、児童・生徒及び教職員は、身体的距離が十分にとれない時は、外出から帰宅まで、また、登校から下校（食事時や運動時、その他事情のある場合を除く。）まで、マスクを鼻と口を覆って着用させること。

ただし、次の場合には、マスクを着用する必要がないことに留意する。

①十分な身体的距離が確保できる場合

②気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日など、熱中症などの健康被害が発生する恐れがある場合

③体育等において児童・生徒が体を動かして活動するなど、マスクを着用することが望ましくないと教員が判断した場合

登校時にマスクを忘れてきた場合や、校内でマスクを汚してしまった場合などは、鼻や口をティッシュやハンカチで覆せた上で、保健室等に保管している予備のマスクを着用させるなどを徹底すること。マスクを着用させることができない、やむを得ない場合には、ティッシュ・ハンカチや袖で口・鼻を覆わせるなど、咳エチケットを行うよう指導すること。

マスク着用により熱中症などの健康被害の可能性が高いと考えられる場合には、換気が十分に行われている環境の下で、互いに十分な距離を保った上で、マスクを外すよう指導すること。

（熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先させること。マスクの取り外しについては、暑さ指数などの気候条件、活動の態様（校外学習を含む）や児童・生徒の様子なども踏まえ、学校現場で臨機応変に対応し、教員による適切な指導を行うこと。児童・生徒本人が暑さで息苦しいと感じた時などには、マスクを外したり、一時的に片耳だけでかけて呼吸したりするなど、自身の判断でも適切に対応できるように指導すること。）また、授業の前後や授業中に適宜水分を摂取させるなど、児童・生徒の健康状態に常に注意を払うこと。

登下校時においては、熱中症などの健康被害が発生する心配がない場合は、マスクを着用する。ただし、熱中症などの健康被害が発生する恐れがある場合においては、十分な距離を確保した上で、マスクを外してもよいことを指導する。その際、マスクを外した状態での会話を避けることや友達との距離を確保するよう指導するとともに、マスクを外すことに不安をもつ児童・生徒及び保護者に配慮し、適切な指導を行うこと。

なお、児童・生徒には、感染症対策用の持ち物として、一般的には次のものが必要となる。

「各自に必要な持ち物」

- ✓ 清潔なハンカチ・ティッシュ
- ✓ マスク
- ✓ マスクを置いたり、持ち運んだりするための布又はビニール袋

(2) 児童・生徒と同居する保護者などへの依頼

- (1)の内容を保護者にも通知等により確実に伝達するとともに、家庭においても対策を徹底していただくこと。
- 児童・生徒が感染する場合、家族内感染であることが多いため、児童・生徒と同様に家族も健康観察を実施していただくことなど、家庭における感染症対策の徹底を依頼すること(令和2年5月21日時点で、新型コロナウイルス感染症の感染が判明している都内公立学校に通う児童・生徒等のうち、8割以上から家族内感染とされている)。また、同居する家族において発熱等の体調不良が認められる場合や濃厚接触者として特定された場合には、当該児童・生徒も登校を控えるよう依頼すること。
- 家庭で以下の事項について実施していただくよう依頼すること。
 - ・毎朝の検温
 - ・検温結果と健康状態について健康観察表に記載
 - ・健康観察表において何らかの症状がみられる場合は無理をせず休養する
(症状については主治医等に相談すること)
- 校長は、児童・生徒が息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)高熱等の強い症状のいずれかがある場合、あるいは同居の家族の中に新型コロナウイルスに感染した者がいる場合、児童・生徒が濃厚接触者である旨を把握した場合には、速やかに学校に知らせるよう、あらかじめ保護者に依頼すること。

(3) 教職員等の健康管理

- 教職員や講師、講話などを実施する外部の人材など(以下「教職員等」という。)は、児童・生徒と密に接することから、正しいタイミングと正しい方法による手洗い、咳エチケットの励行や健康管理等の感染症対策を、一層徹底して実施すること。
- 教職員等は、毎朝自宅で検温を行い、適切な健康管理に努めるとともに、教職員本人及び同居する家族において健康状態に不安がある教職員等は無理な出勤を避け、発熱等の風邪の症状が見られるときは自宅で休養すること。
- 教職員等は、検温結果などから風邪症状がないことを確認の上、出勤時に「健康チェック表」に体温等を記録すること。
- 校長は、毎日、「健康チェック表」の記載内容について問題がないことを確認し、「健康チェック表」を3週間は保管すること。
- 勤務時間外においても、「3つの密」が想定される場所、特に「3つの密」が同時に重なる場所を避けること。家族、同居者等も同様に認識していただき、行動自粛について徹底すること。

(4) 校内環境の適切な管理

- 昇降口付近や手洗い場、トイレ、教室等、校内の適切な箇所に石けんやアルコールを含んだ手指消毒薬を設置し、手指の衛生を保てる環境を整備すること。
- 換気を行うため、教室のドアは開放しておくこととし、授業中における窓開けなどの換気は、可能であれば常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）、2方向の窓を同時に開けて行うこと。また、エアコンは室内の空気を循環しているのみで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気は必要である。
- 換気設備を設置している教室等では、常時、確実に換気設備を稼働させること。窓がない教室等では、送風機等により強制換気を行った上、常時送風機等を稼働させた状態で使用すること。
- 上記の適切な換気を行いつつ、空調や衣服による温度調節、除湿器による湿度調節などの校内環境管理の対策を講じること。
- 消毒は、感染源であるウイルスを死滅させ、減少させる効果はあるが、学校生活の中で消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難であること。このため、一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により児童・生徒の免疫力を高め、手洗いを徹底することの方が重要であること。このため、下記の「普段の清掃・消毒のポイント」等を参考としつつ、通常の清掃活動の中にポイントを絞って消毒の効果を取り入れるようにすること。
- これらは、通常の清掃活動の一環として、新型コロナウイルス対策に効果がある家庭用洗剤等を用いて、発達段階に応じて児童・生徒が行っても差し支えないこと。また、スクール・サポート・スタッフや、地域の協力を得て実施することも考えられること。

《普段の清掃・消毒のポイント》

- ・清掃用具の劣化や衛生状態及び適切な道具がそろっているかを確認するとともに、使用する家庭用洗剤や消毒液については新型コロナウイルスに対する有効性と使用方法を確認すること。
- ・床は、通常の清掃活動の範囲で対応し、特別な消毒作業の必要はないこと。
- ・机、椅子についても、特別な消毒作業は必要ないが、衛生環境を良好に保つ観点から、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことも考えられること。
- ・大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は1日に1回、水拭きした後、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで清拭すること。また、机、椅子と同じく、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことでこれに代替することも可能であること。
- ・トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業の必要はないこと。
- ・器具・用具や清掃道具など共用する物については、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いを行うよう指導すること。

《消毒の方法等について》

- ・物の表面の消毒には、消毒用エタノール、家庭用洗剤（新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの）0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液、一定の条件を満たした次亜塩素酸水（有効塩素濃度80ppm以上）を使用すること。それぞれ、経済産業省や厚生労働省等が公表している資料等や製品の取扱説明書等をもとに、新型コロナウイルスに対する有効性や使用方法を確認して使用すること。また、学校薬剤師等と連携すること。
- ・人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用することは、眼、皮膚への付着や吸入による健康影響のおそれがあることから推奨されていないことを踏まえること。（「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）より引用）
- ・消毒作業中に目、鼻、口、傷口などを触らないようにすること。
- ・換気を十分に行うこと。

《感染者が発生した場合の消毒について》

- ・児童・生徒や教職員の感染が判明した場合には、保健所及び学校薬剤師等の指導を受け、東村山市教育委員会と連携して消毒を行うこと。当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品（当該感染者が高頻度で触った物品）を消毒用エタノールまたは0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液により消毒すること。
- ・症状のない濃厚接触者が触った物品に対する消毒は不要とされていることを踏まえること。
- ・物の表面についたウイルスの生存期間は、付着した物の種類によって異なるが、24時間～72時間くらいと言われており、消毒できていない箇所は生存期間を考慮して立ち入り禁止とするなどの処置も考慮すること。
- ・消毒は、「(参考) 消毒の方法及び主な留意事項について」を参考に行うこと。なお、トイレについては、消毒用エタノールまたは0.1%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液を使用して消毒すること。

●その他の学校施設管理について、以下の対応に留意すること。

- ・学校再開時に残留塩素濃度が規定値に達していない場合には、末端の蛇口から放水するなど、配管や貯水槽の水を新規水道水に入れ替えることで、末端の蛇口で残留塩素を確実に確保すること。なお、残留塩素が消失した際は、学校薬剤師に報告し対応等を相談すること。
- ・水道水の水質検査は毎授業日に実施し、原則として、滞留等で水質が最も悪化すると予想される末端の給水栓（1か所）で残留塩素濃度を確認し、記録を残すこと。

(5) 連絡体制・衛生管理の徹底

- 保護者と日中に必ず連絡が取れるよう、学校再開前に連絡先を改めて確認し、家庭との連絡体制を整備すること。
- 学校医や学校薬剤師との連携の下で、個別の学校の施設の状況等に応じた必要な消毒対策を実施するなど、徹底した衛生環境の整備に努めること。

2 教育活動を実施するうえで必要な感染症対策

「1 感染症予防策の徹底」に示した基本的な感染予防対策を継続して実施するとともに、在校時間全般にわたって児童・生徒の健康状態に注意を払い、必要に応じて検温する等、健康観察を丁寧に行うこと。また、以下の事項に留意すること。

(1) 登校時の健康状態の把握

学校は、児童・生徒には、毎朝、自宅で検温するよう指示し、登校時に健康観察表（別添様式を参考にすること）を提出させる。

なお、家族内に感染を疑われる者がいる場合や、児童・生徒に発熱等の風邪の症状や腹痛、下痢等が見られる場合は、原則として自宅で休養するよう指導すること。

登校時に健康観察票等により健康状態を確認できなかった、また健康観察票で体温が37度以上の記載のあった児童・生徒については、直ちに別室等で検温するとともに、風邪の症状などを確認すること。

(2) 児童・生徒が体調不良を訴えた場合への準備

校長は、感染症が疑われる児童・生徒発生時における校内の連絡協力体制についてあらかじめ決めておく。

(3) 児童・生徒が体調不良を訴えた場合の対応

- 養護教諭をはじめ教職員等は、体調不良者の状態を確認し、管理職と連携しながら、必要な対応について判断する。

- 感染症が疑われる児童・生徒については別室対応とし、感染拡大防止のため、対応にあたる教職員を限定する。対応にあたる教職員は自身や当該児童・生徒が正しくマスクを着用しているか確認し、当該児童・生徒と共に手洗いの上、別室へ移動する。対応後も、教職員は手洗いを徹底する。

例) 個室を複数準備する、同室内で2m以上の距離を確保する、
パーティション等で区切る 等。

- 体液に触れる処置が必要な場合は、必要な感染予防策（ゴム手袋やフェイスシールド等）をとって対応し、前後の手洗いを徹底する。

- 感染症が疑われる児童・生徒（その兄弟姉妹を含む）は、速やかに保護者に連絡した上で下校させる。下校方法については保護者と相談する。

- 下校するまで定期的に健康状態を確認する。下校後の医療機関の受診をすすめ、家庭内での注意事項について資料を渡して伝える。登校の再開については、主治医や学校医と相談する。

※家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>

- 下校後は、当該児童・生徒が接触したと思われる箇所を消毒し、部屋の換気を十分に行う。

(4) ごみの分別

- 咳エチケットで出たごみ(鼻をかんだティッシュ等)を捨てる専用のごみ箱等を準備することも考えられる。
- 専用のごみ箱等が用意できた場合は、そのゴミ箱にポリ袋をかぶせ、中のごみの量は八分目までとする。中のごみをまとめる時は、中身に直接触れないように静かにしっかりしばり、燃えるゴミに出す。ごみ箱の処理をしたあとは、流水と石けんで手を洗う。

3 感染症対策を徹底した段階的な教育活動の再開

(1) 基本的な考え方

学校の教育活動を行うに当たっては、子供の学びの保障を図るため、校内における新型コロナウイルス感染症対策を徹底した上で、東京都における「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」等の適用状況を踏まえ、次の考え方にに基づき実施可能な教育活動を段階的に開始する。

- 児童・生徒一人一人が新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を身に付けるとともに、自ら判断し、感染を防ぐ行動をとることができるよう、発達段階に応じた指導を行う。
- 知・徳・体をバランスよく組み合わせた教育活動を実施する。
- 学校は、1人1台端末を活用し、オンラインによる課題の配布及び提出、WEB会議システムを用いた家庭での学習内容の定着を確認した上で、今後の学校での指導や家庭学習を実施する。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大に備え、学校におけるオンライン学習の充実に取り組むとともに、登校による学習とオンライン学習等による家庭学習を組み合わせる。

(2) 学校運営上の重点項目

ア 感染リスクを抑えた段階的な分散登校の実施

臨時休業から学校を再開するに当たっては、校内での密集を避けるため、登校する児童・生徒の数、登校する日数及び在校時間を段階的に増やしていく分散登校を実施する。

イ 教室等における密集の回避

- ・ 分散登校期間中は、普通教室においては、児童・生徒の在室を20人程度にとどめ、児童・生徒同士の間隔をおおむね1～2m確保する。その際、対面とならないよう留意する。
- ・ 分散登校期間終了後は、教室等においては、児童・生徒同士の間隔を1mを目安に教室内で最大限確保できるようにし、可能な限り児童・生徒同士が対面とならないよう留意する。
- ・ その他の教室については、床面積に応じて、上記に準じて判断する。

ウ 職員室等における感染症対策

職員室等における勤務については、他者との間隔をおおむね1～2m確保できるようにし、会話の際は、できるだけ真正面を避けるようにする。職員室内で十分なスペースを確保できない場合は、教室等を活用して教職員等が分散勤務をすることも考えられる。会議等を行う際は、換気をしつつ広い部屋で、最少の人数で行うなどの工夫をする。

(3) 教育活動上の留意点

ア 感染症対策に留意した各教科等の指導

各教科における「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」として、以下のような活動が挙げられる（「★」はこの中でも特にリスクの高いもの）。

- ・各教科等に共通する活動として「児童・生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」（★）
- ・理科における「児童・生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内で児童・生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」（★）
- ・図画工作、美術における「児童・生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・家庭、技術・家庭における「児童・生徒同士が近距離で活動する調理実習」（★）
- ・体育、保健体育における「児童・生徒が密集する運動」（★）や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」（★）

上記の活動は、可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討する。すなわち、これらの活動における、児童・生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っただけの発声」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、また回数や時間を絞るなどして実施する。この場合にも、（★）を付した活動については特にリスクが高いことから、実施について慎重に検討する。

その際には、以下の点にも留意する。

- ・できるだけ個人の教材教具を使用し、児童・生徒同士の貸し借りはしない。
- ・器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせる。
- ・体育の授業に関し、医療的ケア児及び基礎疾患児の場合や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった場合等は、授業への参加を強制せずに、児童・生徒や保護者の意向を尊重する。
- ・体育科及び保健体育科等の運動を伴う活動において、児童・生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動については、活動時間や実施方法を見直すとともに、身体的距離が十分にとれないときはマスクを着用する。
- ・**体育の授業において、児童・生徒の距離を2m以上確保した場合については、マスクを外して運動する。十分な身体的距離がとれない状況で、マスクを着用することにより、十分に呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクが想定される場合には、指導計画を見直し、実施時期を後倒すことを検討する。**
- ・**気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高くない日に、呼吸が激しくならない軽度な運動を行う際、**

児童・生徒がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではないが、その際であっても、児童・生徒の体調変化に注意し、必要に応じて他の児童・生徒との距離を十分に確保して、マスクを外して休憩するよう指導する。

- ・更衣室は、定期的に換気するとともに、児童・生徒を小グループに分けて短時間で利用することとし、密集した状態とならないよう工夫する。

【水泳指導について】

- ・学校プールを使用した水泳指導については、身体的距離を十分に確保する（2m以上）等、感染防止対策を徹底するとともに、保護者の十分な理解を得ること、感染防止対策を踏まえた指導計画等、教職員の共通認識を構築したうえで実施する。
- ・実施の目的や方法、感染症対策について児童・生徒及び保護者に説明し、同意書を得る。同意を得られない児童・生徒には代替種目を指導し、児童・生徒の不利にならないよう配慮する。
- ・クラスを複数に分割した時間割の工夫など、密集・密接の場面を避ける。
- ・毎朝の検温や健康観察により児童・生徒の健康状態を把握し、体調が優れない児童・生徒の水泳授業への参加は見合わせる。
- ・更衣室のドアノブやスイッチ、ロッカーなど児童・生徒が手を触れる箇所は、適宜消毒を行う。
- ・水泳の授業中はマスクを外すことになるので、マスクの適切な取扱いについて指導するとともに、更衣室利用の前後に手洗いを徹底する。
- ・更衣室は、定期的に換気し、児童・生徒を小グループに分け、短時間で利用するなど、密集した状態とならないよう工夫するとともに、不必要な会話をしないよう児童・生徒に指導する。
- ・プールサイドや授業を見学する児童・生徒の間隔は2m以上を保つことができるようにする。
- ・児童・生徒に不必要な会話や発声を行わないよう指導するとともに、プール内で密集しないよう、プールに一斉に大人数の児童・生徒が入らないようにする。
- ・手をつないだり、体を支えたりするなど、児童・生徒が密接する活動は避ける。
- ・児童・生徒が使用するタオルやゴーグルなどの私物の取り違えや貸し借りをしないよう指導する。

《東京都におけるまん延防止等重点措置が適用された場合》

感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い学習活動は可能な限り避ける。

- ・各教科等に共通する活動として「児童・生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ・理科における「児童・生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内で児童・生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」

- ・ 図画工作、美術における「児童・生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・ 家庭、技術・家庭における「児童・生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ・ 体育、保健体育における「児童・生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

《東京都における緊急事態宣言が発令された場合》

感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い学習活動は行わないよう工夫・配慮する。

- ・ グループや少人数等での話し合い活動
- ・ 児童・生徒が対面で操作したり、顔を寄せ合い観察したりする実験や観察、実習
- ・ 音楽における歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動
- ・ 家庭科における調理実習
- ・ 体育における身体接触を伴う活動（マット運動、球技におけるゲーム、武道における攻防など）

イ 体育館等（屋内）で学年集会等を実施する場合

- ・ 児童・生徒同士の間隔をおおむね1～2m確保する。
- ・ 2方向の窓やドアを開けるなど、十分な換気を行う。
- ・ 内容を精選し、全体の時間が長くないよう配慮する。

《東京都におけるまん延防止等重点措置が適用された場合》

- ・ 児童・生徒が全学年一堂に集まって行う行事は実施しない。参加者は対象学年の児童・生徒のみとし、児童・生徒同士の間隔をおおむね1～2m確保する。

《東京都における緊急事態宣言が発令された場合》

- ・ 児童・生徒が学年を超えて一堂に集まって行う行事は実施しない。ただし、少人数のグループ等で活動するクラブ活動等においては、感染対策を十分に講じた上で、短時間で実施する。

ウ 学校給食の指導

- ・ 配膳・下膳の際は、密集を避けるよう指導する。例えば、児童・生徒が間隔を空けて並ぶために立ち位置をマーキングするなどして、密集を避けて配膳を行う。
- ・ 喫食場所を分散するなどして、喫食の場所の密集を避けるとともに、児童・生徒が対面して喫食する形態を避け、会話を控えるよう指導する。
- ・ 特別支援学級においては、配膳を行う教職員は消毒を徹底し、家庭から持参している自助具等の消毒を確実にを行う。
- ・ 配膳の際は、マスクの着用、前後の手洗いなど、衛生管理を徹底させる。

- ・喫食の前後には、児童・生徒全員の手洗いを徹底させる。
- ・喫食の際は、着用していたマスクを布又はビニール袋等に入れて適切に保管するよう指導する。

エ 休憩時間

- ・教室等の窓を開け、換気を徹底する。
- ・休み時間中の児童・生徒の行動には、教員の目が必ずしも届かないことから、児童・生徒本人に感染症対策の考え方を十分理解させるとともに、地域の感染状況及び学校の状況に応じて、休み時間中の行動についての必要なルールを設定することなども含めて、指導を工夫する。

オ 清掃活動

- ・清掃活動は、学校内の環境衛生を保つ上で重要である一方で、共同作業を行うことが多く、また共用の用具等を用いるため、換気のよい状況で、マスクをした上で行う。さらに、《普段の清掃・消毒のポイント》を踏まえ、清掃活動を実施するとともに、実施後には十分に乾燥させるようにする。掃除が終わった後は、必ず石けんを使用して手洗いをを行う。

カ 児童・生徒への注意喚起

次の注意事項について、学級活動等を通じて周知するとともに、適宜、放送等を活用した注意喚起を確実に実施する。

- ・マスクの着用、手洗いの励行
- ・「3密」を避けた行動
- ・教室等の換気
- ・下校後や登校しない日の不要不急の外出を避けること

キ 特別支援学級及び特別支援教室における身体的距離の確保

- ・教室内では、児童・生徒間の距離を適切に確保できるように努めるとともに、児童・生徒が対面とならないような座席配置を工夫する。
- ・指導のために児童・生徒と近距離で接する場合や、対面での指導が必要な場面では、マスクの着用などの基本的な感染予防の配慮を徹底する。

ク 中学校部活動

密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動の実施は慎重に検討する。

- ・生徒の怪我防止には十分に留意する。また、生徒に発熱等の風邪の症状が見られるときは、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導する。

- ・生徒の健康・安全の確保のため、必ず、教員や部活動指導員等の指導の下活動する。
- ・活動時間や休養日については、部活動ガイドラインに準拠し、実施内容等に十分留意する。
- ・活動場所については、地域の感染状況等にもよるが、可能な限り屋外で実施することが望ましいが、気温が高い日などは、熱中症に注意する。（暑さ指数（WBGT）計測器等による定期的な計測による環境確認を行うとともに、事前の健康観察、水分の補給、準備・整理運動の実施等に配慮する。）体育館など屋内で実施する必要がある場合は、こまめな換気や、手洗い、消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）を徹底する。また、長時間の利用を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数による利用とする。特に、屋内において多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対に避ける。
- ・用具等については、生徒間で不必要に使い回しをしない。
- ・部室等の利用については、短時間の利用とし一斉に利用することは避ける。
- ・運動部活動の実施に当たっては、体育の授業における留意事項を踏まえる。
- ・プレー中以外はマスクを着用する、マスクを外す場面で会話はしない、プレー終了後等の会食はしない、休日等に練習を行う場合は昼食時間を避けて行うなど、感染症対策を徹底する。
- ・部活動実施前後の更衣等における会話は控える。また、部活動終了後は速やかに帰宅する。

なお、緊急事態宣言等に伴う臨時休業を実施した後、部活動を再開する場合には、可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討する。

《東京都におけるまん延防止等重点措置が適用された場合》

- ・東村山市教育委員会の運動部及び文化部の「部活動の在り方に関する方針」に基づくとともに、感染症対策を十分に講じ、生徒の安全を最優先した上で、可能な限り短時間で、活動内容を見直し、原則として校内における活動に限定して、部活動を実施する。
- ・吹奏楽部や合唱部等の定期演奏会等の集客を伴うイベントは実施しない。
- ・感染リスクの高い活動は控える。特に、接触等を伴う活動等において、可能な限りの感染症対策を講じても生徒の安全を確保することができない場合は、実施を控える。

《東京都における緊急事態宣言が発令された場合》

- ・緊急事態宣言下であることを踏まえ、生徒の体力の低下や部活動の維持について配慮した結果、校長が真に必要と判断した場合のみ、実施方法について十分検討し、保護者等への十分な説明や同意を得るとともに、市教育委員会に計画書を提出した上で、感染症対策を徹底し、部活動を実施する。
- ・部活動を実施する場合には、東村山市教育委員会の運動部及び文化部の「部活動の在り方に関する方針」に基づき、感染症対策を十分に講じて、生徒の安全を最優先にする。また、活動日数を大幅に減じるとともに、活動時間については可能な限り短時間で、参加生徒の人数を分散させるなどの対策を講じ、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

◎東京都におけるまん延防止等重点措置が適用又は緊急事態宣言が発令されている時の大会参加について

- ・校長の責任の下、東京都中学校体育連盟、東京都中学校文化連盟が主催する大会等への出場は可とする。
- ・上記の大会等において、大会等参加に伴う都県をまたがない練習試合や合同練習等は可能とし、実施する場合は、各学校長の責任の下、生徒の健康観察を徹底するとともに、必要最低限の活動時間及び参加人数にする等の感染症対策を徹底する。
- ・大会等に参加する場合、各学校において、保護者に対し大会等への出場に関する通知を発出した上で、生徒・保護者の同意書を得るとともに、出場する大会等の初日を起算日として14日前から大会等終了まで、各学校において、必ず毎日、生徒の健康観察を行い、「部活動大会等出場一覧及び感染対策確認票」及び「部活動大会等参加同意書兼健康観察票」を参考に作成し、学校で管理する。
- ・大会等参加中は、保護者等との連絡が直ちに行えるよう、緊急連絡先を把握しておくとともに、大会等参加中の緊急連絡があることについても保護者に周知しておく。

ケ 保護者会、学校運営協議会、学校公開等

- ・当日説明する内容等を文書等であらかじめ保護者、関係者等に伝え、短時間で開催する。
- ・開催の際は、会場当たりの参加人数に配慮し、座席の間隔を空け、十分な換気を行う。
- ・学校公開（土曜授業における学校公開を含む）については、参観する保護者の人数を制限するなどの工夫を行い、実施する。

《東京都におけるまん延防止等重点措置が適用された場合》

- ・学校公開（土曜授業における学校公開を含む）については、参加する保護者の人数を制限するとともに、短時間による実施や屋外における活動など、一層の工夫を行い、実施する。

《東京都における緊急事態宣言が発令された場合》

- ・学校公開（土曜授業における学校公開を含む）については、実施しない。

(4) 段階的な教育活動の再開に当たっての配慮事項

ア 児童・生徒の心身の状況の把握と心のケア等

(ア) 支援が必要な児童・生徒の早期発見・早期対応に向けた取組

長期にわたる休業等により、学習についていけるかという焦りや、自分も感染するのではないかという恐れなど、通常とは異なる様々な不安を多くの子供たちが抱えているということについて、全教職員で共通理解を図った上で、年間を通して丁寧な心のケアを行う。

支援が必要と思われる児童・生徒の早期発見・早期対応のために、児童・生徒や保護者等を対

象としたアンケート調査や、学級担任等による丁寧な観察や個人面談等、教職員が児童・生徒の小さな変化を見逃さないようにするための取組を行う。

その上で、気になる様子が見られる児童・生徒については、教職員間で情報を共有するとともに、関わりの深い教員等が当該児童・生徒に声を掛け、不安や悩みの解消に向けて支援することを伝える。また、各学校においては、必要な生徒からスクールカウンセラーによる面接を実施する。生活や福祉等の支援が必要とされる生徒については、スクールソーシャルワーカー等による支援を行うなど、適切な役割分担により対応する。

(イ) 学校・家庭・地域の連携による「子供が安心して相談できる環境」の構築

全ての児童・生徒に、どんなに小さなことでも心配なことがある場合は、身近にいる信頼できる大人や、24時間受付の「東京都いじめ相談ホットライン」等の相談機関に相談するよう、校長講話や学級指導、相談窓口連絡先一覧の配布時等の機会を捉えて、折に触れて伝える。特に、中学生・高校生に対しては、「相談ほっとLINE@東京」等、SNSによる教育相談も活用できることを重ねて周知する。

さらに、学校だよりや学校ホームページ等により、保護者や地域に対して、家庭における児童・生徒の見守りについて依頼するとともに、児童・生徒に少しでも気になる様子が見られる場合は、学校や相談機関に相談するよう周知する。

イ 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別の防止

感染者、濃厚接触者とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為をしないこと、医療や社会生活を維持する業務の従事者等、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために最前線で尽力されている方々に感謝の念をもつことについて、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達の段階に応じた指導を行う。

- ・新型コロナウイルス感染症に起因するいじめ等の防止の観点から、「新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別を生まないための指導について」(教育庁指導部指導企画課)等を参考に、発達の段階に応じた指導を定期的に行う。その際、例えば、マスクをしていない、咳をしている、登校時における検温で熱がある、医師の指示等により出席を控えているなどの児童・生徒へのいじめや偏見、差別が生じないよう、生活指導上の配慮等を十分に行う。
- ・「新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別意識の解消を図る指導資料」(東京都教職員研修センター)等を活用して、新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別、いじめを防止し、医療従事者等への感謝の念を育む指導を継続的に行う。
- ・児童・生徒や保護者等が、新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見等に悩んだ場合には、学校や相談窓口(いじめ相談ホットライン、SNS相談等)に相談するよう、適宜周知する。

(5) 熱中症の防止

熱中症を防止する観点から、暑くなり始める時期には、令和2年5月29日付2教指企第312号「熱中症事故の防止について（通知）」を踏まえ、下記事項に十分留意して事故防止の徹底を図る。

- ・熱中症は、未然に防止できることや、児童・生徒の健康や生命に甚大な影響を与えることを、学校全体及び指導者が十分に認識した上で指導に当たる。
- ・児童・生徒の健康管理を適切に行い、一人一人の状況に応じて必要な対策を個別に講じる。
- ・部活動をはじめとする教育活動全般において、天候・気温、活動内容・場所等の状況により、延期又は中止等の柔軟な対応を検討する。
- ・活動する場合においては、環境条件を考慮して、活動量・内容・時間・場所等を変更するなど熱中症予防対策を徹底するとともに、水分・塩分の補給や休憩を励行し、適切に対策を講じる。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、児童・生徒及び教職員は、基本的には常時マスクを着用することが適切である。ただし、気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、換気や児童・生徒の間に十分な距離を保つなどの配慮の上、マスクを外すよう対応する。
- ・登下校時など屋外で一定の距離が確保できれば、マスクを外すなどの指導の工夫をすること。

(6) 年間指導計画等の見直し

ア 基本的な考え方

- ・学習指導要領に示された教科・科目の内容や総合的な探究の時間の学習、特別活動をバランスよく指導する計画を立てる。
- ・週休日や長期休業期間を活用する場合は、児童・生徒の疲労の度合い等を考慮して設定するとともに、保護者に丁寧に説明する。また、週休日等に授業を行う場合には、勤務した教員について適切に勤務の振替を行う。
- ・教育活動再開後の学習において、学習指導要領に示された内容が学習できるように年間指導計画を見直す。
- ・学習指導要領に示された内容の指導を年度内に終えることができなかった場合、特例的な対応として、次のことが考えられる。
 - ・次年度等に実施する教科・科目の中で指導する。
 - ・追加の家庭学習を課して、その成果を把握する。

イ 学習評価

(ア) 家庭学習の評価

教科・科目等の年間指導計画を踏まえた課題に対して、児童・生徒が家庭等で取り組んだプリント等、学習の成果を適切に把握し、学習評価に反映することができるよう工夫する。

(イ) 年間を通した評価の考え方

各教科・科目等、特に体育、芸術科目、専門科目等、実技を中心とした科目の学習が十分に行えない場合を想定し、提出された課題等の内容により総合的に判断した上で評価するなど、あらかじめ評価方法を設定する。

上記（ア）（イ）を踏まえ、学校として今年度の各教科・科目、総合的な探究の時間等の学習評価の方針を立て、児童・生徒及びその保護者に丁寧に説明する。

ウ 学校行事

- ・移動教室・修学旅行・スキー教室等の宿泊を伴う行事については、感染防止対策を徹底するとともに、訪問先の感染状況を踏まえ実施内容を市教育委員会と協議のうえ慎重に検討するとともに、キャンセル料が発生する場合があること等含め、十分に保護者に説明したうえで実施する。
- ・学習発表会及び運動会等の文化的行事及び健康安全・体育的行事については、集団感染のリスクが特に高い3つの条件（密閉・密集・密接）が同時に重なることを回避することが難しいため、例年通りの実施は行わず、内容を変更し、機会を捉えて学習成果を発表したり、学年ごとに時間を指定して実施したりするなど、市教育委員会と協議のうえ工夫して実施する。
- ・校外学習については、見学場所を削減したり、原則、公共交通機関の利用を避けたりするとともに、見学の代わりに関係者を招いて講話を聴くなど校外学習のめあてが達成できる取組を工夫し、実施するものとする。都県をまたぐ校外での活動を実施する際には、計画の段階から市教育委員会と協議したうえで実施する。

《東京都におけるまん延防止等重点措置が適用された場合》

- ・校外での活動は、感染症対策を十分に講じて実施する。
- ・修学旅行等の宿泊を伴う行事は、集団で旅行することに伴う感染リスク等に対する対策を十分に講じるとともに、保護者への説明を行い、参加の承諾を得る。

《東京都における緊急事態宣言が発令された場合》

- ・校外での活動は、感染症対策を十分に講じて実施する。原則として、公共交通機関を利用した移動はせず、都県をまたぐ訪問場所の計画はしない。なお、校外学習を実施する場合は保護者への説明を行い、参加の承諾を得る。
- ・緊急事態宣言が解除されるまで、修学旅行等の宿泊を伴う行事は実施しない。
ただし、修学旅行等の実施に向けた準備は、集団で旅行することに伴う感染リスク等に対する対策を十分に講じるとともに、保護者への説明を行い、参加の承諾を得る。

エ 健康診断の実施

実施時期や方法について、学校医・学校歯科医・関係機関等に相談し、可能な限り速やかに実施すること。その際、以下の点に注意すること。

- ・会場は十分に換気する。
- ・会場には一度に多くの人数を入れない。
- ・整列させる際には1～2mの間隔を空け、密集しないようにする。
- ・健康診断の前後の手洗い、咳エチケットを徹底する。
- ・会場では会話や発声を控える。
- ・結核検診や心臓検診、腎臓・糖尿病検診については、可能な範囲で先行して実施する。
- ・検査に必要な器具を適切に消毒すること。

4 その他の留意点

(1) 登校の判断

ア 医療的ケアが日常的に必要な児童・生徒について

- ・医療的ケアが日常的に必要な児童・生徒（以下「医療的ケア児」という。）が在籍する学校においては、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医・医療的ケア指導医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき個別に登校の判断をする。
- ・基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童・生徒についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、個別に登校の判断をする。
- ・登校すべきでないと判断した場合、出欠の扱いは「非常変災等児童・生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

イ 海外から帰国した児童・生徒について

- ・国や地域を問わず、留学等から帰国した児童・生徒については、帰国後2週間は本人又は保護者との連絡を密にし、外出を控え、自宅に滞在するよう要請する。留学先によっては、日本に帰国した後、検疫所長の指定する場所等で実施したPCR検査結果が判明するまでの待機や、公共交通機関の使用自粛の要請等もあり得る。
- ・これらの場合の出欠の扱いは「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童・生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

ウ 感染症の予防上、保護者が児童・生徒を出席させなかった場合について

- ・新型コロナウイルス感染症の流行に対して、感染を予防するために保護者が児童・生徒を出席させなかった場合には、登校できない児童・生徒に連絡を取り、健康状態や学習状況を把握し、オンライン等を活用するなどして学校の学習内容や課題を伝えるなど個別に対応を行う。

- ・この場合の出欠の扱いについては、校長が出席しなくてもよいと認める日として扱うことができる。その際、指導要録上の取扱いは「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。

(2) 特別支援学級における留意点

ア スクールバスについて

- ・委託契約に基づき、通常どおりの運行とする。
- ・毎朝、児童・生徒の検温を必ず行い、連絡帳への記入を徹底するよう保護者に依頼すること。
- ・発熱等の風邪の症状がみられるときは、自宅で休養し、バスに乗車することのないよう保護者に依頼すること。
- ・児童・生徒は、バス乗車時に手指消毒を行うこと。
- ・スクールバス運行中は、可能な限り利用者の席を離し、定期的に窓を開け、十分な換気を行うとともに、車内室温にも留意すること。
- ・バス事業者には別途、市教育委員会から、乗務員に対し、手洗い・咳エチケットの励行やバス車内の清掃・消毒の徹底、出発前・到着後の換気の徹底など車両における感染症対策の徹底に係る取組について通知している。

(3) 子供の居場所確保

児童クラブに登録していない第1学年から第3学年までの児童及び小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒の中で、保護者のやむを得ない事情により自宅で過ごすことが困難な場合において学校での受入れを行う。

II 感染者等への対応編

今後、新型コロナウイルスとともに社会で生きていくためには、感染リスクはゼロにはならないという認識に立ち、感染症対策の徹底と学習の保障の両立を図り、感染の拡大に備えていくことが必要である。

1 学校において感染者等が発生した場合の対応

学校において感染者等が発生した場合には、学校医や保健所等と連携して速やかに対応し、学校での集団発生を防いでいく。家庭からの連絡が休日や夜間に及ぶことも想定されることから、学校における緊急時の連絡体制を構築する。

(1) 感染の疑いがある（濃厚接触者）と判明した場合

ア 校長は、児童・生徒や教職員等、学校関係者が濃厚接触者と特定されるなど、感染の疑いがあるとの情報を得た場合は、症状の有無や経過、学校内における活動の態様、接触者の多寡、感染経路の明否等について、本人等に確認を行う。感染の疑いがある者が児童・生徒の場合、校長は必要に応じて、学校医や保健所等に相談の上、学校保健安全法（以下「法」という。）第19条に基づき出席停止の措置を、教職員等の場合、自宅勤務、事故欠勤等により出勤させない措置を、それ以外の学校関係者の場合、校内への立入禁止の措置を行う。

なお、出席停止等の期間は、感染がないと確認できるまでとする。

感染の疑いがある者	措置	期間
児童・生徒	出席停止	感染がないと 確認できるまで
教職員等	自宅勤務、事故欠勤等	
それ以外の学校関係者	校内への立入禁止	

イ 校長は、校内での感染の疑いがある者について接触歴等の情報をまとめ、学校所在地の保健所に相談する。また、学校医への相談、東村山市教育委員会への報告を行う。

ウ 原則として臨時休業は実施しない。ただし、校内での集団発生が疑われる場合には、保健所等の助言等を参考に、必要に応じて臨時休業を実施する場合がある。

(2) 感染者が判明した場合

ア 校長は、児童・生徒や教職員等、学校関係者が感染したと判明した場合は、症状の有無や経過、学校内における活動の態様、接触者の多寡、感染経路の明否等について、本人等に確認を行う。感染者が児童・生徒の場合、法第19条に基づき出席停止の措置を、教職員等の場合、事故欠勤、病気休暇等の措置を、それ以外の学校関係者の場合、校内への立入禁止の措置を行う。出席停止等の期間は治癒するまでの間とし、治癒は医療機関ないし保健所の判断に基づく。

感染者	措置	期間
児童・生徒	出席停止	治癒するまで (医療機関ないし保健所の判断に基づく。)
教職員等	事故欠勤、病気休暇等	
それ以外の学校関係者	校内への立入禁止	

なお、本項の状況の下、接触者に感染の疑いがある場合、前項(1)による取扱いを同様に行う。

イ 校長は、校内での感染の疑いがある者について接触歴等の情報をまとめ、学校所在地の保健所に相談する。また、学校医への相談、東村山市教育委員会への報告を行うとともに、感染者が発生した事実及び臨時休業の期間等について保護者等に周知する。

ウ 感染者が感染可能期間に登校するなど、校内関係者に感染の疑いがある者がいる可能性がある場合には、保健所の指示による感染者の行動範囲の消毒及び校内での濃厚接触者の特定がなされるまで、原則として学校を臨時休業とする。

なお、感染した者等の学校内における活動の態様、接触者の多寡、感染経路の明否等を総合的に考慮し、保健所等と相談の上、学校医と連携しつつ、必要に応じて、休業の実施の有無、規模、期間について検討し、学校の一部又は全部を休業する場合がある。

エ 接触者であっても濃厚接触者に特定されなかった児童・生徒及び教職員等については、感染症対策を徹底して行っていたのであれば、原則として、登校は可能と考えられる。ただし、学校は、これらの者に対し、引き続き感染症対策を徹底させるとともに、児童・生徒については健康観察票を提出させ、教職員等には健康チェック票により健康状態を把握する。

2 地域の感染状況を踏まえた対応

特定の地域におけるクラスターの発生状況や感染がまん延している場合等によっては、一部又は全ての学校において休業等の措置を行うこともあり得る。そのような場合においても、それぞれの生活圏がどのような感染状況にあるかを把握し、児童・生徒の学びを保障する観点からどのような対応が必要か検討した上で、きめ細やかに対応する必要がある。

- ・ 令和2年4月2日制定
- ・ 令和2年4月8日改訂
- ・ 令和2年4月23日改訂
- ・ 令和2年5月29日改訂
- ・ 令和2年8月27日改訂
- ・ 令和3年4月1日改訂
- ・ 令和3年6月17日改訂